

圧力容器を起因物（小）とする死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故 の型 コー ド	労 働 者 規 模
1999	7	22 ～ 23	第一種圧力容器の付属装置に異常が生じたため、バルブの開放、減圧を確認したのち容器の前扉を開けたところ、容器内に残留していた熱湯がこぼれ、逃げようとして転倒したところに、熱傷を浴びた。	10209	11	300 ～ 499
2000	5	6 ～ 7	セメント板の加熱処理を行う蒸煮器の蓋用パッキンの交換作業を行って蓋を閉めて約30分経過後、再び蓋を開こうとしたときに蓋が飛び出し、蓋と蓋のストッパー(緩衝材)との間にはさまれた。	10901	7	30 ～ 49
2000	1	16 ～ 17	その年の最初のコーヒー抽出作業で、8サイクル(1サイクル約30分)目の抽出を開始して約3, 4分後に上蓋部分から吹き出た抽出液(約107℃)で火傷を負った。	10106	11	100 ～ 299
2000	11	14 ～ 15	市道を開削してダクタイル圧送管を布設し、空気圧縮機で圧縮空気(圧力はkg/cm ²)を管内に送り込む作業をしていて15分位経過したときに突然ダクタイル管(約2mの切管)が一気に吹き飛んできて激突された。	30110	15	1～ 9
2001	1	14 ～ 15	鋳物の中子を水酸化ナトリウム(濃度48%)で溶かし出すため、第一種圧力容器に入れていたときに蓋が開き、近くにいた者の胸部に激突した。	11301	6	1～ 9
2001	2	18 ～ 19	高圧養生釜(第一種圧力容器)にコンクリートパイルを入れて蒸気で昇圧中、養生釜の東側のふたが外れて吹き飛び、噴出した蒸気の勢いで養生釜が西側に飛び出し約40m先の厚生棟に衝突して止まったが、噴出した蒸気の側で作業をしていた労働者、厚生棟の前を通行中の労働者など計7名が被災し、そのうち1名が死亡、1名が重体になった。	11209	15	10 ～ 29

2001	6	17	不織布加工用の第二種圧力容器の試運転(0.5～0.8MPaに加圧中)中、容器ののぞき窓(直径20cm・厚さ2.5cm)が破裂し、顔を直撃した。	10209	15	300 ～ 499
2002	11	18	資材置き場で、ダンプトラックのパンクを修理してタイヤの組立てを行い、コンプレッサーで空気を充填してダンプトラックにタイヤを運んでいるときに、タイヤが破裂し頭部に激突した。	30199	4	100 ～ 299
2004	8	15 ～ 16	発電設備の使用前自主検査を実施中、負荷遮断試験が終了したところで、蒸気タービンが停止したその直後、蒸気タービンの排気管(直径60cm)に接続されたエキスパンション(伸縮継手)部分が破裂し、その破片がタービン発電機室で点検作業を行っていた被災者に当たった。	30301	15	300 ～ 499
2004	8	15 ～ 16	発電所タービン建屋内において復水配管が破口し、配管内部を流れていた2次冷却水が噴出したため、付近で定検準備作業を行っていた被災者らが高温の蒸気および熱湯を浴び被災した。	30302	15	10 ～ 29
2004	8	15 ～ 16	発電所タービン建屋内において復水配管が破口し、配管内部を流れていた2次冷却水が噴出したため、付近で定検準備作業を行っていた被災者らが高温の蒸気および熱湯を浴び被災した。	30302	15	10 ～ 29
2004	8	15 ～ 16	発電所タービン建屋内において復水配管が破口し、配管内部を流れていた2次冷却水が噴出したため、付近で定検準備作業を行っていた被災者らが高温の蒸気および熱湯を浴び被災した。	30302	15	10 ～ 29
2004	8	15 ～ 16	発電所タービン建屋内において復水配管が破口し、配管内部を流れていた2次冷却水が噴出したため、付近で定検準備作業を行っていた被災者らが高温の蒸気および熱湯を浴び被災した。	30302	15	10 ～ 29
2004	8	15 ～ 16	発電所タービン建屋内において復水配管が破口し、配管内部を流れていた2次冷却水が噴出したため、付近で定検準備作業を行っていた被災者らが高温の蒸気および熱湯を浴び被災した。	30302	15	10 ～ 29
2004	1	23	圧力容器(使用圧力0.35MPa)が、十分に減圧されないうちに容器を開けたため、蓋が飛び、被災者を直撃した。	11305	4	100 ～

		24				299
2005	3	11 ～ 12	ポンプユニットの圧力を調整していたところ、蓄圧器が破裂し、その衝撃を受けて死亡した。	80409	15	1～ 9
2006	6	10 ～ 11	被災者は調理用圧力容器（第二種圧力容器）にてサンドイッチ用チキン を炒めた後、番重へ移し変えた。次の工程の圧力釜の洗浄作業に取り掛 かろうとしたところ、釜が吹き飛んだ。圧力釜の下部にはジャケット （蒸気により加圧されている）があり、釜とジャケットは溶接により取 り付けられていた。	10109	15	300 ～ 499
2006	10	15 ～ 16	性能検査を受検するため、被災者が第一種圧力容器に加工品を入れる扉 のパッキンの交換作業を行っていた。パッキンを交換し、扉を閉めて内 圧をかけたところ、突然扉が開き、被災者が強打した。	11401	6	300 ～
2007	9	9 ～ 10	工場内において、血液釜（ジェル状の血液の水分を飛ばして乾燥させる 機械、直径1.8m、長さ5.3m）内に入り清掃作業中、他の作業 者が血液釜の起動スイッチを押したため、清掃中の作業者が動き出した血 液釜内部の攪拌用羽根にはさまれた。	11709	7	10 ～ 29
2010	6	9 ～ 10	工場内の定期修理工事において、塩化ビニルモノマー製造装置の一部で ある塩酸放散塔及びリボイラー（ともに第1種圧力容器）の立ち上げ作 業を行うに当たり、リボイラーのホットボルティング作業中（温度上昇 に伴う増し締め）、リボイラーの遊動管板が破断し、塩酸が噴出し、作 業員8名が塩酸を浴び、うち2名が死亡したもの。なお、当該リボイ ラーは本工事において新品に更新したものである。	30309	12	50 ～ 99
2010	6	9 ～ 10	工場内の定期修理工事において、塩化ビニルモノマー製造装置の一部で ある塩酸放散塔及びリボイラー（ともに第1種圧力容器）の立ち上げ作 業を行うに当たり、リボイラーのホットボルティング作業中（温度上昇 に伴う増し締め）、リボイラーの遊動管板が破断し、塩酸が噴出し、作 業員8名が塩酸を浴び、うち2名が死亡したもの。なお、当該リボイ ラーは本工事において新品に更新したものである。	30309	12	50 ～ 99

2012	4	2 ～ 3	レゾルシン（RS）製造装置の緊急停止後の関連（二次操作）作業中、酸化塔内の有機過酸化物が暴走反応し圧力が上昇、酸化塔が破裂・爆発し、酸化塔付近で作業を行っていた作業者が吹き飛ばされた。この爆発による衝撃波により、周辺の広範囲（最大2.4km）に渡り民家の窓ガラス等が破損するなどして、付近住民14名も負傷した。	10801	14	300 ～
2016	4	11 ～ 12	（屋外の）廃棄物処理場において、ガス遮断機の一部（であるアキュムレータの部分）をLPガスを使用してガス溶断中、爆発し、その反動で2人が被災した。	150102	15	10 ～ 29
2017	7	6 ～ 7	第一種圧力容器（蒸煮器、胴の長さ2.4m、径1.8m）の中の、だしの抽出を終えた豚骨の骨をならすため、当該容器の蓋を開け、スコップを持ち容器内に入ったところ蓋が閉まり、内部に閉じ込められ、全身熱傷により死亡した。	10109	11	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_05.html